

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(西 宗亮君) 本日は、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

議長(西 宗亮君) 12番 小林克彦君から欠席の旨、届出がありました。

本日の議事日程はお手元に配付してありますとおり、12月11日の議会運営委員会に町側から10件、議会側から7件の追加議案の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

---

1 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(西 宗亮君) 議事に入ります。

日程第1 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案につきましては、去る12月6日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

意気込みが先走りまして、若干お見苦しいところをお見せしました。

それでは、日程第1 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成29年12月13日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成29年12月7日
2. 開催場所 第1・第2委員会室
3. 審査議案

議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 平成29年12月6日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、報告します。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第46号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは若干、審査の経過についてご説明いたしますが、この件に関しまして、長野県立学校医並びに歯科医の年俸が改正されました。それに伴いまして、市町村の小・中学校学校医、学校歯科医が変更になる。年俸で18万4,000円から18万5,000円ということで、前回の変更は平成17年ということで、十数年、以前から久々の改定ということでございます。

委員会の中では数多くの質問や意見も出ましたが、最終的に審査、決をとったところ、全員の賛成という形での可決でございます。

以上、細かいことは自席で質問していただければ何でも答えますので、ひとつよろしく願います。

**議長（西 宗亮君）** これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（西 宗亮君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第46号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第46号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（西 宗亮君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

- 
- 2 議案第47号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）
  - 3 議案第48号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）
  - 4 議案第49号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - 5 議案第50号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 6 議案第51号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - 7 議案第52号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
  - 8 議案第53号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）

**議長（西 宗亮君）** 日程第2 議案第47号から日程第8 議案第53号までを一括上程し、議題

とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

**議長(西 宗亮君)** 以上7議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

**町長(竹節義孝君)** 議案第47号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)から議案第53号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)までの7議案について、一括ご提案申し上げます。

議案第47号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正であります。

第1表 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ828万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億988万5,000円とするものであります。

歳入について申し上げます。

歳入の基金繰入金では、財政調整として財政調整基金の繰入額を増額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費から教育費までの人事院勧告による人件費の増額であります。諸支出金では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び農業集落排水事業特別会計にかかわる人件費の繰出金を増額し、公共下水道事業特別会計につきましては、人事院勧告を計上した上で前年度繰越金を計上することにより、一般会計からの繰出金を減額補正するものでございます。

次に、議案第48号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,135万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、前年度繰越金を増額するもので、歳出の内容は、人事院勧告による人件費にかかわるものでございます。

続いて、議案第49号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,092万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、一般会計繰入金を24万5,000円増額するものであります。

歳出の内容は、総務費については人事院勧告に伴う人件費で、24万5,000円を増額するものでございます。

次に、議案第50号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ62万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,351万7,000円とするものであります。

歳入歳出ともに人事院勧告に伴う増額であり、歳入は、一般会計から職員給与費等繰入金を、歳出は、給料費等を増額するものであります。

続いて、議案第51号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億2,373万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、前年度繰越金95万4,000円を増額し、一般会計繰入金79万4,000円を減額するものであります。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費の補正で、処理場管理費16万円を増額するものであります。

次に、議案第52号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算に歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億3,019万円とするものであります。

歳入の内容は、前年度繰越金を14万1,000円増額し、一般会計繰入金を4,000円減額するものであります。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費の補正で、農集総務費14万5,000円を増額するものであります。

続いて、議案第53号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、支出額を19万4,000円増額し、総額3億2,986万7,000円とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、支出額を11万6,000円増額し、総額5億3,341万2,000円とするものであります。内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

なお、議案第47号については、細部について総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

大変失礼いたしました。

議案第52号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の中で、歳入の内容で14万1,000円増額し、一般会計繰入金4,000円を増額するものであります。この4,000円を先ほど減額というふうに説明して、大変失礼いたしました。

以上です。

議長（西 宗亮君） 議案第47号について、補足の説明を求めます。

総務課長。

〔議案に基づく補足説明〕

議長（西 宗亮君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第47号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第47号を採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

議案第48号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成29年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議案第49号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第50号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第50号を採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 平成29年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

議案第51号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第51号を採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成29年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定されました。

議案第52号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第52号を採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 平成29年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

議案第53号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

- 
- 9 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
10 議案第55号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議長(西 宗亮君) 日程第9 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第10 議案第55号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第55号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定についての2議案を一括ご提案申し上げます。

議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、本年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、山ノ内町の一般職の職員の給与改定を行うための条例を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、官民格差を考慮し、平均改定率0.2%の給料表の引き上げ及び12月支給の勤勉手当の0.1カ月分引き上げであります。勤勉手当につきましては、平成30年からは6月と12月の支給割合を再配分するものであります。なお、給料表の引き上げ及び勤勉手当に関しては、平成29年4月にさかのぼって適用する内容であります。

議案第55号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、理事者等特別職の期末手当に関し、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、人事院勧告に基づき改正する一般職の給与改定に準じ、12月の期末手当を0.05カ月分引き上げるものであります。平成29年度からは、6月と12月の支給割合を再配分する内容でございます。

以上、議案第54号及び議案第55号の2議案について一括ご説明申し上げます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長（西 宗亮君）** これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

13番 高田佳久君。

**13番（高田佳久君）** 13番 高田佳久。

1点、お伺いしたいんですけれども、今回この給与改正の条例が出ております。この影響額についてお聞かせください。

**議長（西 宗亮君）** 総務課長。

**総務課長（柴草 隆君）** お答えいたします。

今回の条例改正に係る影響額ということでございますけれども、先ほど一般会計の補正予算の中で、一般会計分につきましては821万円ということでお答えをさせていただきましたが、そこに特別会計、それから水道会計を足しますと、全体では977万5,000円の増ということでございます。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** ほかにありませんか。

9番 渡辺正男君。

**9番（渡辺正男君）** 9番 渡辺正男です。

現状の山ノ内町の職員の皆さんのラスパイレス指数というのは、現状どのぐらいになってい

ますか。

議長（西 宗亮君） 総務課長。

総務課長（柴草 隆君） お答えいたします。

今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと数字につきましても正確なものは把握しておりません。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第54号を採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議案第55号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第55号を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

## 11 議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（西 宗亮君） 日程第11 議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

**町長（竹節義孝君）** 議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、山ノ内町大字夜間瀬6866番地1。

氏名、武田喜代子。

生年月日、昭和24年8月27日生まれ。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の堀越康宗さんの後任であります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長（西 宗亮君）** 質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（西 宗亮君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（西 宗亮君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを原案のとおり適任と認める方は起立願います。

(全員起立)

**議長（西 宗亮君）** 12名、全員です。

したがって、議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり適任と認めることに決定しました。

---

## 12 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書

**議長（西 宗亮君）** 日程第12 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、本年第4回議会定例会において社会文教常任委員会に審査を付託し、継続審査となっておりますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 布施谷裕泉君登壇)

**社会文教常任委員長（布施谷裕泉君）** 6番 布施谷裕泉です。

それでは、審査報告をさせていただきます。

平成29年12月13日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員長 布施谷 裕 泉

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第6号
2. 受理年月日 平成29年8月24日
3. 件 名  
(陳情第6号) 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書  
陳 情 者 長野県中野市一本木455  
山ノ内教職員組合  
代表者 大塚伸司
4. 付託年月日 平成29年9月4日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の概要をご報告申し上げます。

本陳情におきましては、さらに審査を要するというので、9月議会では継続審査とさせていただきます。12月7日の委員会におきまして陳情者の出席を求めまして、改めて陳情要旨の説明をいただきました。採決におきましては、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（西 宗亮君）** 委員長報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（西 宗亮君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（西 宗亮君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長（西 宗亮君）** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書については、社会

文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### 13 発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

議長（西 宗亮君） 日程第13 発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

布施谷社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 布施谷裕泉君登壇）

社会文教常任委員長（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉です。

先ほどは採択、ありがとうございました。

発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成29年12月13日 提出

社会文教常任委員長 布施谷 裕 泉

平成29年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 西 宗 亮

意見書を朗読いたします。

#### 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまで次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1になりました。減少した国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分しましたが、地方交付税そのものが減額しており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方較差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成30年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、下記事項を実現するよう強く要望します。

#### 記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、地方への財源配分を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 伊達 忠一 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
文部科学大臣 林 芳正 様  
総務大臣 野田 聖子 様

長野県山ノ内町議会議長 西 宗 亮

以上でございます。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

#### 14 発委第6号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（西 宗亮君） 日程第14 発委第6号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高山議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 高山祐一君登壇）

議会運営委員長（高山祐一君） 4番 高山祐一。

それでは、発委第6号につきまして、提案の説明をさせていただきますと思います。

発委第6号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

当議会は、「議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を、別紙のように制定するものとする。

平成29年12月13日 提出

山ノ内町議会運営委員長 高山 祐一

平成29年12月 日 議決

内容につきましては、議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 議会の議員の期末手当に関する条例（昭和41年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附則。

施行期日等としましては、1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

若干の補足説明をさせていただきますが、今回の条例改正は、国の人事院勧告による町特別職の給与条例改正に準じて、議会の議員の期末手当の条例の一部を改正する条例を提案しましたが、平成29年度分の増額については、諸般の事情により辞退申し上げ、平成30年度からの適用とさせていただきます。

以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第6号を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第6号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

15 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

16 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

17 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

18 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（西 宗亮君） 日程第15から日程第19までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。）

議長（西 宗亮君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、5案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査することに決定しました。

---

議長（西 宗亮君） 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

---

議長（西 宗亮君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11月28日から本日までの16日間の会期でありましたが、一般会計ほか6特別会計の補正予算を初め、条例の一部改正4件、契約案件2件など、さまざまな重要案件についてご審議をいただきました。

また、一般質問では10名の議員が登壇され、産業振興、公共交通、教育問題、人口問題など町行政に対し、さまざまな観点から活発な論戦を展開していただきました。

この一般質問については、当町の未来を担う山ノ内中学校の3年生全員が3日間に分かれて傍聴していただきました。非常にうれしく、また、頼もしくも感じたところでございます。

町長初め理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力あるいはご答弁いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

なお、一般質問や委員会で出されました意見や提言につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう、強く要望する次第であります。

議員各位には、円滑なる議会運営のためご理解、ご協力を賜り、本定例会がここに無事閉会を迎えることができますことに心より感謝申し上げます。

なお、報告が遅くなり申しわけありませんが、去る10月25日、長野県町村議会議長会定期総会において、長年にわたり地方自治の振興発展にご尽力いただきました功績に対する自治功労者表彰を行い、全63名の方が表彰となりました。当町でも、在職18年以上の議員に贈られる特別表彰を渡辺正男議員、小林克彦議員が、また、在職10年以上の議員に贈られる議員表彰を児玉信治議員、小渕茂昭議員、高田佳久議員が受けており、伝達を10月26日開催の議会全員協議会で行っております。この場をおかりし、ご報告申し上げます。

結びに、年の瀬を迎え、いよいよ寒さ厳しい時候となってまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、ご家族一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられるよう心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

---

議長（西 宗亮君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成29年第5回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、11月28日から16日間の会期中で、専決処分の報告の受理や承認を初め、一般会計等の補正予算、一部条例改正の制定等の審議、3日間の一般質問では行財政運営、産業振興、福祉や教育関係を中心に活発なご議論をいただき、また、提案した案件につきましては、原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

11月29日から30日、11年目になりますトップセールスに、JAとともに大阪、奈良、神戸、名古屋の市場関係者と懇談したり、志賀高原会加盟仲卸業者を訪問し、果樹や菌茸類の販売促進をまいりました。ことしは天候不順のため、サンフジの玉伸びがいまいち、さらに出荷量が少な過ぎるとのことでした。

大阪市場では、いつものせり台でなく特設ステージでのPRとなり、ちょうどくまモンが来場されましたので、くまモンと一緒にサンフジのPRもまいりました。俗に言う追っかけの皆さんも十数名、カメラ片手に来場され、インターネット配信もされ、違ったPRもできたものと思っております。

農家の皆さんが昼夜努力し、生産された果樹、菌茸類、「だから旨い！清流育ち。」のキャッチフレーズで、これからも生産者、JAと協力し、消費者ニーズの高い高品質な志賀高原ブランドとして、生産支援、販売促進に努めてまいりたいと思っております。

さらには、12月8日に、第8回サンフジのブラッシュアップ品評会も生産者のご協力を実施し、入賞者は1月にシャインマスカットの受賞者と一緒に表彰を行う予定にしております。

12月2日、第50回志賀高原統一スキー場開きが、一面銀世界の中でAKB48、ミス志賀高原のゲストとともに、多くのスキーヤーの参加で開催されました。一方12月9日は、北志賀高原スキー場開きも開催されました。

今シーズンは、インバウンドの東京大回廊、日本海ルートに、新たにスノーモンキーコースが選ばれたり、国立公園満喫プロジェクトの展開事業も認定され、海外メディア、旅行者等、30年前に「私をスキーに連れてって」のロケ地になった志賀高原でバックカントリーを体験してもらいますが、訪日外国人誘客に一段と弾みがつくものと思っております。

昨日も、東京でこのイベントとして、中島副知事、荻原健司さん等々、一緒にご参加いただきまして、特に私ども志賀高原がロケ地の会場ということで多くの皆さんの注目を集め、PRしてきたところでございます。

来年は、長野冬季オリンピック開催20周年となりますが、ことし4月から13の関連イベントを開催してまいりました。

1月7、14日にはスポーツ文化大使の荻原健司さんにSBCラジオで、オリンピック20周年とともに平昌オリンピックの年であり、これからの日本のスノースポーツへの抱負やオリンピック20周年の思い出などを語ってまいります。1月、長野オリンピック10周年で始めた志賀高原レッツスキー、2月、山ノ内町観光大使、神田正輝カップスキー大会、3月、スキー発祥100周年の記念事業で始めました、全国のクラフトビールと生バンド演奏を楽しむ志賀高原スノーモンキービアライブや高校選抜アルペンスキー大会、志賀高原少年スキー大会、JSBAスノーボード選手権大会など各種のスキー、スノーボード大会で、ことしの冬も志賀高原、北志賀高原の各スキー場のホテルや湯田中渋温泉郷が大いににぎわうものと期待しております。

それには町内観光業者の皆さんや、長野県を初め、JNTO、政府観光局、JR、国内外の旅行会社、マスコミなどのご協力をいただき、誘客PRに努めてまいります。

年末年始にかけて、第5次総合計画や実施計画に基づき予算編成に取り組みます。常に住民生活を大切に、福祉や教育の充実、観光や農業の振興、安心・安全なまちづくりを推進するのが行政の責務であります。「まちに灯りを、人々に潤いを」そんな思いで行政として予算編成、事業執行に努めてまいります。議員各位の各段のご理解とご協力を切にお願いいたします。

向寒の折、また年の瀬も迫り、何かとお忙しいことと思いますが、お体専一に、来年もよい年になりますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（西 宗亮君） これにて平成29年第5回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 2時56分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員